

公募公告

(件名：A26-A09・ソフトウェアの保守に関する公募公告の件)

2026年3月24日

標記について、下記のとおり公告します。

日本銀行システム情報局

記

1. 公募に付する事項

この公募は、下記に示す案件について、下記の応募要件を満たし、案件の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、本件公募の結果、案件を実施できるものが複数あると確認された場合には、別途公告のうえ一般競争入札を行うことを予定している。

○ ソフトウェアの保守

案件番号	案件名
1	分散系統合ストレージインフラにおける監視用ソフトウェアの保守

本件は、分散系統合ストレージインフラにおける監視用ソフトウェアについて、現行の保守サポート期限（2026年6月末）以降も保守サポートを継続するため、特別延長保守を依頼するものである（詳細は「公募説明書」参照）。

【保守条件】

イ. 保守サービス提供時間：24時間365日（本番環境）

平日8時45分～17時30分（開発環境）

ロ. 具体的な保守内容：情報の提供

改良版の提供および使用許諾

問題解決の支援

ハ. 保守期間：2026年7月1日～2027年3月31日

2. 応募要件

次の要件を全て満たす者に限り、入札に参加することができる。

- (1) 成年被後見人または破産者で復権を得ない者に該当しない者。被保佐人、被補助人、未成年者にあつては契約締結のための必要な同意を得ている者。
- (2) 下記のイ、～ハ、に該当しない者。
 - イ、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者。
 - ロ、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。
 - ハ、前イ、ロ、に準じて契約の履行能力がないと認められる者。
- (3) 開札時まで日本銀行から「調達・処分に関する取引停止措置要領」に基づく取引停止措置（次のイ、およびロ、に該当する措置に限る。）を受けていない者。
 - イ、措置の効果が日本銀行システム情報局との契約に及ぶ場合
 - ロ、措置の効果が本件入札にかかる契約の属する業務分野または履行地域に及ぶ場合
- (4) 自己、自社若しくはその役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者でないこと。
- (5) 「破壊活動防止法」に定めるところの破壊的団体またはその構成員でないこと。
- (6) 予算決算及び会計令第72条に基づき、中央官庁が定める令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）中、「役務の提供等」において、A等級の格付けを有している者、またはそれと同等の経営状況にあると日本銀行が認めた者。
- (7) 本件保守対象ソフトウェアの現行の製造元であるマイクロフォーカスエンタープライズ（株）から、本件保守対象ソフトウェアの保守の提供ができることを、同社の発行した書面により証明できる者であること。

3. 応募方法

(1) 申込み期間

公募に参加を希望する者の申込み期間は以下のとおりとし、5. に記載の問合せ先（以下「受付・問合せ担当」という。）で受け付ける。

イ、申込み期間：2026年3月24日～2026年3月31日

ロ、受付時間：日本銀行営業日の午前10時～午後5時

(2) 応募の際の提出書類

応募にあたっては、「参加意思確認書」（4. に記載の「公募説明書」に添付）に次の資料を添えて提出すること。

イ、官庁競争参加資格取得者である場合

「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」＜内容が鮮明であれば写しで可＞

- 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」とは、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第4条の一般競争または指名競争に参加する者の資格審査の結果の通知をいう。

ロ、官庁競争参加資格未取得者である場合

(イ)「営業経歴書」＜内容が鮮明であれば写しで可＞

- 対外的に配布している会社概要パンフレットなど、会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績および営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況についての記載を含んだ書類。
- パンフレット等がなく、新たに作成する場合には適宜の書式で可。
- 事前審査依頼日前1年以内に作成したもの。

(ロ)「財務諸表類」＜内容が鮮明であれば写しで可＞

- 直近2年間の事業年度分にかかる貸借対照表、損益計算書。

(ハ)法人税、消費税および地方消費税にかかる「納税証明書」(その3の3)＜内容が鮮明であれば写しで可＞

- 発行日から3か月以内のもの。

ハ、2.(7)に記載する書面

(3) 提出先等

上記書類は、申込み期間内に「受付・問合せ担当」宛てに持参または郵送（配達証明等配達履歴が残るものによること）にて提出すること。電子メール・FAX送信による提出は認めない。郵送の場合は、提出期限までに「必着」のこと（郵便事情等による遅延が生じた場合であっても、当該事情は一切斟酌しない。）。

(4) 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

(5) 審査

参加意思確認書が提出された場合、日本銀行は応募資格の有無を審査のうえ、当該参加申込み者に対し審査の結果を通知する。

4. 「公募説明書」の交付

(1) 公募にかかる事項の詳細は、「公募説明書」による。本説明書は、3.(1)に記載の申込み期間中に受付・問合せ担当にて交付する。なお、本説明書の交付を希望する者は、事前に受付・問合せ担当に連絡すること。公募説明書は、応募要件を満たすとされる先のみ交付する。

(2) 「公募説明書」の交付にあたっては、誓約書（別添）の提出を条件とする。受取当日に誓約書を持参すること。

5. 本件に関する問合せ先（受付・問合せ担当）

日本銀行システム情報局 システム企画課 予算契約グループ

(1) 住 所：〒183-8702

東京都府中市日鋼町1-19 日本銀行府中分館

(2) 電 話：042(351)1291（ダイヤルイン）

(3) FAX：042(368)8844

以 上

(別 添)

誓 約 書

年 月 日

日本銀行システム情報局長 殿

貴行の「A26-A09・ソフトウェアの保守に関する公募公告の件」について、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 公募に際し知り得た貴行に関する情報については、公募への参加以外の目的には使用せず、第三者はもとより、弊社の役員または従業員であっても関係者以外には漏らしません。また、公募終了後もこれを遵守します。
2. 貴行から貸与された文書等は、公募参加検討のためにのみ使用します。また、公募にかかる手続きが終了次第、貴行の指示に従い直ちにこれを返却します。
3. 貴行から貸与された文書等を複製することはしません。電子媒体を貸与された場合において、当該電子媒体の格納情報の復号と印刷は、公募参加検討に必要な最小限に限定して行い、復号された格納情報と印刷物は、公募・開札日時までに弊社で必ず廃棄・裁断処分いたします。
4. 貴行から貸与された文書等および3. の印刷物については、その紛失または情報漏洩が発生することのないよう、これを厳格に保持、管理します。
5. 公募参加にあたり、あらかじめ書面による貴行の承認を特に得た場合を除き、その作業の一部であっても外注先に委託することはありません。
6. 本誓約書提出後に、公募参加資格に変更があった場合または日本銀行システム情報局以外の局室研究所、支店および事務所からの取引停止処分等（営業停止処分、予決令第71条の規定に該当する者を含む）を受けた場合は、速やかに貴行へ申し出ます。
7. 上記事項に違反し、弊社の責により貴行に損害を与えた場合には、法律の定めに従い損害賠償責任を負います。

以 上

(別 添)

記入例

誓約書

必ず日付を記載してください。

年 月 日

日本銀行システム情報局長 殿

「契約締結権限者」である代表者または代表者から当該権限の委任を受けている者（委任状を提出済みの場合）の役職名、氏名、印鑑として下さい。

会社名

役職名 氏名



貴行の「A××-×××・●●に関する公募公告の件」について、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

(省略)

以上